

会 議 録

会議名	第2回 丸亀市下水道事業運営審議会
開催日時	令和3年11月24日（水曜日） 午後1時55分～午後3時55分
開催場所	丸亀市役所 本館4階 災害対策本部会議室（北）
出席委員	角道 弘文、高橋 真貴子、天野 裕子、小幡 肇昭、丸尾 良一、井上 美智子、村尾 忠弘、横田 恵美
欠席委員	0名
傍聴者	1名
事務局	吉本都市整備部長、向井下水道課長、川崎下水道課副課長、高橋業務担当長、西山建設担当長、坂入浄化担当長、井上主査、近石副主任
議題	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 審議 (1)下水道使用料の改定案について (2)その他 4. 次回審議会の日程調整 5. 閉会
発言者	議事の概要及び発言の要旨
向井課長	<p>【開会】</p> <p>本日は大変お忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。只今より、第2回丸亀市下水道事業運営審議会を開会いたします。まず、本日の会議につきましては、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。次に、本日の資料について、ご確認をいただきたいと存じます。</p> <p>(配布資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政シミュレーション（値上げなし） …… 資料1-1～1-2 ・ 財政シミュレーションの項目ごとの説明 …… 資料1-3 ・ 値上げ率に応じた「基準外繰入金」と「経費回収率」の推移 …… 資料2 ・ 類似団体及び県内他市の比較 …… 資料3 ・ 令和2年度水量区分別割合 …… 資料4 <p>それでは、丸亀市附属機関設置条例第7条によりまして、議事進行につきましては、会長をお願いいたします。</p>
角道会長	<p>【会長あいさつ】</p> <p>本日は第1回目の会議に引き続きで、下水道料金の適正化をメインに議論していただくこととなります。第1回目の会議では、下水道事業についての概要のお話を伺った後に、経営戦略ということで、向こう10ヵ年の下水道サービスを市が安定的に供給できるように、今やらなければならない施策について取りまとめたお話を伺い、種々議論をしたところです。本審議会の諮問内容は、適正な下水道料金を検討するようという旨でございますので、今回、現状維持なら現状維持なりに、あるいは値上げやむなしなら値上げやむなしに、それぞれ妥当性、必要性というものがあろうかと思っておりますので、そのことについてご検討いただければと考えております。それでは本日も活発なご議論をお願いをいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。</p>

	<p>【傍聴者の確認】</p>
角道会長	<p>現時点で傍聴者の方が、お1人いらっしゃいますので、ご入室いただきます。</p> <p>(傍聴者入室)</p>
	<p>【審議】</p>
	<p>(1) 下水道使用料の改定案について</p>
角道会長	<p>前回の第1回審議会では事務局から、下水道事業は独立採算制という原則から、経費回収率100%を維持し、一般会計からの基準外繰入金を削減させる必要があります、そのためには、下水道使用料の改定が必要との説明があったかと思えます。本日の会議では、この財政状況等についてご説明をいただいた後に、具体的な改定の内容についてご審議をいただきたいと考えております。それでは事務局より、議題についてご説明をお願いいたします。</p>
川崎副課長	<p>資料に基づき、下水道使用料の改定案について説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 財政シミュレーション 2. 値上げ率に応じた「基準外繰入金」と「経費回収率」の推移 3. 類似団体及び県内他市の比較 4. 令和2年度水量区分別割合
角道会長	<p>何かご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。</p>
高橋委員	<p>資料1-2はキャッシュフロー的な意味合いで、資料1-1は損益計算書のようなものだと思います。資料1-1については、何かを作り直したら現金は出てるけどここには載らず、減価償却費は、経費には上がっていますが現金は出ていかないなどいろいろありますので、資料1-2を見た方が現金の残高を確認できますか。</p>
川崎副課長	<p>資料1-1は損益計算にかかる部分で、資料1-2の補填財源余剰金の下の部分に記載の期末現金残高がキャッシュ部分で、その年度ごとに現金の残高が、どれだけがあるかを示しているような資料でございます。</p>
高橋委員	<p>令和3年度と令和4年度の間で、16億円程度現金が減る見込みですが、何かあるのですか。</p>
川崎副課長	<p>資料に示している計画は、令和4年度から令和13年度までの計画期間でありまして、実際に令和2年度は決算ベースで令和3年度は予算ベースです。</p> <p>実際に事業をしてまいりますと、工事は概ね年度末に終わるのですが、現金が入ってくるのも、また同じく年度末である関係で、その年度の工事の支払いが、翌年度当初に跨ることもあります。支払いが年度末の段階では終わっておらず、現金はあるものの、未払い部分が一部残ることとなります。</p> <p>最終的には、その未払いを支払って、令和4年度以降程度の現金になるんですが、資料中の令和2年度から令和3年度はそのような未払い部分を含んでおりますが、令和4年度以降は、未払い部分は含まずに、現金残高を示しているため、16億円程度の差が出ている状況でございます。</p>
高橋委員	<p>支払いが終わった後の令和4年度以降が本来の下水道事業の預金残高であり、令和2年度、3年度は残高が多く見えますが、約2億3,000万円程度に徐々に減っていますが、その額が本来残るべき預金額ということでしょうか。</p>
川崎副課長	<p>その通りでございます。</p>

角道会長	タイムラグが発生して、翌年度に現金を払わなければならない部分があり、それを加味した実態の数字が、令和2年度と3年度にこのように大きく見える数字として表れるということであり、現金残高が急激に落ち込むわけではないのですね。
川崎副課長	はい。
高橋委員	年度末に支払予定額が確定するならば、未払金はずっと残りそうな気がするのですが、仮に令和2年度も令和3年度も支払いが終わっているとすると、2億3,000万円程度しか残高はないということでしょうか。
近石副主任	その通りです。なお、令和4年度以降は、未払金を計上せずに全てを支払ったことにして資料を作成しています。
高橋委員	基準外繰入金については、一般会計へ返さなくていいものですか。
近石副主任	そうです。
高橋委員	丸亀市は県内他市と比較して経費回収率も良く、基準外繰入金の割合も少ないので、一般会計が困るのかもしれませんがこのままでも良いのではないかと、という発想になったらいけないのですが、本来は無い方がいいのはわかります。下水道事業のことは下水道事業内で収められたら良いのですが、下水道使用料を上げるにしても徐々にでもというお話だったので、早め早めに考えておこうということですよ。
川崎副課長	下水道料金の改定の必要性の検証は、国から5年に1回しなければならないという要請があり、それをしなければ、建設改良のための国庫補助金をいただけなくなるということもあり、5年に1回は見直しの検証をしなければいけません。確かに、基準外繰入金につきましては、一般会計に返さなくてもいいものであります。しかし、現在予算編成の時期になっておりまして、一般会計については、大変厳しく、基金などを取り崩して何とかやっている状況下で、下水道事業も何か助けてもらえないかと、財政部局より意見もあります。今後5年に1回使用料の改定については、当然値上げばかりではなく、その時の状況に応じては値下げということもあるかもしれません。一般会計からの繰り入れなどにより事業を継続してまいりましたが、使用料改定については、この14年間には検証がなされておりませんでした。丸亀市の非常に厳しい財政状況の中で、ご理解をいただきたいと考えているところでございます。
角道会長	5年に1回の検証が求められているのは丸亀市だけではないはずですので、県内他市についても、同時にこのような議論をしていると考えて良いですか。そのような情報はないですか。
川崎副課長	お示ししてる県内他市の状況としましては、丸亀市が先行しているという状況ではあります。ただ他の自治体も、国からの要請があった以上、検証というのは避けられないという部分であり、また前回の資料でもご説明いたしました経営戦略につきましても、5年に1回は見直しをしなければならないという部分もございますので、他の自治体についても、今後このような料金改定の検証が始まってくるものと理解しております。
角道会長	香川県下水道課の村尾委員につきましては、県内の他市の状況をご存知でしたらお話いただきたいのですが、いかがでしょうか。
村尾委員	他市町の料金改定の状況としては把握をしていますが、国からの要請というのは承知しております。国は、汚水事業というのは本来私費でやるべきものであるととらえているようでありまして、それに沿って、料金改定の検証も当然やらなければならないという通達も出ている状況です。老朽化した施設の改築についても補助金が出ているのですが、それについても全然努力をしない自治体には補助はしないとされています。

<p>角道会長</p>	<p>一般会計からの繰り入れの話についてですが、私が以前に高松市の上下水道の審議会に参加していた時のことで、確か水道法に明記されていたと思うのですが、例えば耐震化といった本当に水道施設の根幹に関わる部分に関しては、一般会計の繰り入れは可能になっている、という制度があるらしいです。ところが、それを市長にお願いしたらどうですかと担当者に尋ねましたら、とても一般会計からの繰り入れはできない状況である、というような回答がありました。上水道の話ではありましたが、現実問題として一般会計からの繰り入れというのは、下水道に関しても実態としては同様であるのかな、と認識しております。なので、借りたままでもいいというのはあるかもしれませんが、今後それを当てにするのは、状況的に厳しくなってくるのかなと思います。それからもう1点目は、一般会計の繰り入れになりますと税金です。市民であれば誰しもが納入している税金ですが、下水道処理にかかるコストを、あまねく市民が負担をするのかどうかというと、やはりユーザー負担という部分があります。市内には、下水道整備区域外にお住まいの方も多数おられますので、負担の公平性というようなことから言うと、むしろユーザー負担ということで、使用料の徴収をベースにまずは考えるのがいいのかなというのが、私の見解です。</p>
<p>丸尾委員</p>	<p>下水道整備区域、計画区域内の方は丸亀市で半分以下だと思うのですが、区域以外の方々には、何かサービスがあるのですか。合併処理浄化槽に補助金を出しているという話を聞くのですが、それだけでしょうか。下水道区域の方については一般会計が負担している部分もありますが、下水道エリア外の方についてはそのようなものもないので、エリア外の方へ説明できるような何かはあるのですか。</p>
<p>川崎副課長</p>	<p>下水道区域以外のエリアは合併処理浄化槽で対応している部分が大半でございます。そのような状況の中で、合併浄化槽を設置する際の補助金を出しているのみで、それ以外には補助などを行っているという状況はございません。</p>
<p>丸尾委員</p>	<p>資料1-2の補填財源余剰金がプラスにならないと説明でありましたが、そこに含まれる4項目について、それぞれ説明をお願いします。</p>
<p>川崎副課長</p>	<p>補填財源余剰金については、資料1-3の右側に、各項目の内容を解説しております。損益勘定留保資金は、現金支出を伴わない費用である減価償却費と、それに見合う補助金や受益者負担金などの長期前受金戻入額を差し引いたものを、補填財源として使うことができます。なお使う順番としては、ここに記載している1番から4番の順番に使うようになります。補填財源余剰金だけで補填財源が足りない場合には2番目に資料1-1の灰色部分に掲載の損益計算の部分で出た利益部分である利益剰余金も、場合によっては補填財源に充てることもあります。次に、3番の資本的収支調整額につきましては、消費税課税事業に伴う消費税計算の結果から算出された金額を補填財源として使用できるというものです。最後の繰越補填財源は、資本的収支の補填に使用しなかった過年度分の補填財源余剰金の合計額を、再度補填財源として使えるというものです。建設改良費につきましては、企業債や補助金で対応できるのですが、企業債償還金につきましては、補填が無ければ全ての年度で10億円ほど収支不足額が出でしまうので、それをカバーするためには、どうしても補填財源が必要になり、補填財源がマイナスであれば補填ができないということなので、補填財源余剰金は、ある程度プラスにしておかなければならないということになります。</p>
<p>丸尾委員</p>	<p>つまりは、経費回収率が100%に近づければ良いということで、汚水処理費用を下水道使用料で賄おうということですね。汚水処理費というのが、営業費用と支払利息などの営業外費用であります。支払利息は現在建設中の新浄化センターなどの企業債の利息のことですか。</p>
<p>川崎副課長</p>	<p>はい。</p>

<p>天野委員</p>	<p>受益者負担というのが最もなことかなと思っていますが、先ほどの説明にもあったように、約4万9500人近くの丸亀市民が下水道を利用しており、残りの約半分の方は、汲み取りや浄化槽を使用して、し尿処理施設のお世話になっているものと思います。個人での処理費用負担ではあるのですが、その処理施設設置については、処理施設の費用などから市の負担金を計算しているものと思います。私の自宅も以前は個別浄化槽でしたが、値上がりをしたこともあったように覚えています。下水道使用者と浄化槽などの使用者とは別々ではあるので、それぞれが負担していかなければならないと考えます。コロナ禍でもあり、最近では下水道使用量が減っているのではないかと思います、いかがでしょうか。</p>
<p>近石副主任</p>	<p>令和2年度の実績については、コロナ禍ではあったのですが、おうち時間が増えたことも影響し、使用水量については、増えました。今年度については、令和2年度ほどの使用量ではないかもしれないのですが、今のところは大幅な減少は見込んでいません。</p>
<p>小幡委員</p>	<p>資料4によると、使用量30m³までの世帯だけで、約44%ということであります。私の自宅は6人家族であります、使用料の請求明細を見てみると、約95m³で数倍の使用量になっていました。6人家族では、これが平均的な使用量なのでしょうか。</p>
<p>近石副主任</p>	<p>現在は、2ヶ月に1度の検針でありますので、1ヶ月に換算しますと約47m³になろうかと思えます。一般的には、4人家族で1ヶ月に20m³程度と言われております。例えばお風呂が2ヶ所あるとか家庭菜園をしてるとかで、使用量が増えるということは考えられると思えます。</p>
<p>向井課長</p>	<p>世帯人数ごとの使用量の平均については、契約時に使用人数が必要ではないのでデータとしては持ち合わせていないため、そこまでは把握できません。4人家族で風呂とトイレとが1個でしたら、概ね20m³程度が平均的であるとは思いますが、ただ家にいらっしゃる時間が長ければ長いほど水を使う機会は多くなりますし、逆にお勤めに出られている方は外でお手洗いなどに行かれますので使用量は減るかと思われま。</p>
<p>角道会長</p>	<p>今簡単に計算してみますと、小幡委員さんのご家庭は1人1日あたり約260リットルでありました。東京都では、1人1日あたり280リットルという数字が公には出ているのですが、それに比べると少ないので、節水ができていないということではないでしょうか。</p>
<p>向井課長</p>	<p>前回の審議会において申し上げましたが、基準外繰入金をできるだけ少なくして、なおかつ経費回収率を100パーセントにすることによって、下水道使用料で下水道事業を賄っていく、という方向に特化した数字を出したほうがわかりやすいのではないかとということで、今回の資料を用意させていただきました。何%値上げをしたら、このぐらいの経費回収率が今後見込まれる、というところをご覧いただきながら、今の丸亀市の状況は他市に比べると良い状況ではあるんですけども、だからと言って料金改定を検討しなくても良いというわけではないので、料金改定の必要性をお考えいただければと思えます。</p>
<p>角道会長</p>	<p>収支のバランスを考えておりますので、収入を増やすか、経費を減らすかということになるかと思えます。経費に関しては、前回の審議会でも、10カ年の経営戦略をお示しいただき、新浄化センター、老朽化している管路などの施設更新、綾歌町と飯山町の農業集落排水の香川県流域広域下水道への接続切り替えを大きな三つの柱としてお聞きしました。その他、既存の下水道整備区域内でまだ接続できていないエリアに延伸していくというのがあります。浄化センター移設というのは、元々現在の浄化センターが塩害に耐えきれず老朽化しており、耐震化にも不安があるなど、どれも削ることができない経費であると、私は認識をしております。一方の収入はといいますと、人口が増えないということもあり、既存の下水道整備区域の範囲の中に住んでいる方々でまだ接続されていない方々に呼びかけるということが必要であると思えますが、それについて何か努力をされていますか。</p>

川崎副課長	<p>未接続世帯への水洗化促進活動ということにつきましては、丸亀市下水道課におきましても、3年間の促進活動計画を立てて、下水道課の職員全員で班編成を組み、9月10日の下水道の日に合わせて、集中的に個別訪問などをして対応しております。活動をしてはいるもののお金がかかる話なので難しいとの意見をいただいたり、一方下水道区域の人口が流出して減少したりなどで、なかなか我々の活動が数値に現れない部分もあります。概ね水洗化率が96%程度なのですが、これを100%に持っていくように努力をしていかなければなりません、我々としても使用者の方に負担を求めることもあり、数字を上げていくことが難しいとは感じております。</p>
天野委員	<p>私自身の住む団地においてもまだ未接続の方がいらっしゃるのですが、下水道が整備されたら何年以内に接続しなければいけない、という決まりがあると聞いていたのですが、未接続の場合に罰則はないのですか。</p>
川崎副課長	<p>基本的に罰則はございます。ただ、例えば区域内でくみ取り便槽でしたら3年以内に接続の義務がありますが、その一方で単独浄化槽、合併浄化槽でしたら、速やかに接続してくださいとお願いをするのみ、という部分があります。実際に罰則規定はあるのですが、それを適用したという事例は無いのが現状で、我々も苦慮している部分ではありません。</p>
角道会長	<p>水洗化率について、限りなく100に近いパーセンテージだということ、また100%に向けての努力をされていることは理解できました。仮に100%になった場合に、どの程度収支はよくなるのですか。</p>
川崎副課長	<p>概算になりますのでアバウトな数字で申し訳ないのですが、約1,000万円程度の増収になるかと思われま。</p>
天野委員	<p>料金の滞納はありますか。</p>
川崎副課長	<p>滞納者はいます。下水道使用料の徴収については、水道企業団に徴収業務を委託をしております、上水道使用料と合わせて徴収しております。また、基本的には水道企業団に委託していることもあり、我々が踏み込めない部分もあります。今年度からは本市の財政課に、下水道使用料も含めた債権管理をするためのアドバイザーが設置されておまして、現在その者と協力して、滞納分にもどのように対応するか協議をしております。例えば高額滞納者に対しては、税金と同様に差し押さえをすることもできますが、ただそこまでするのが難しい部分もあります。当然収入の一つでございますので、その部分に対しても我々も企業的な努力をしているという状況ではあります。</p>
天野委員	<p>丸亀市の税金徴収についてテレビで拝見してことがありますので、下水道使用料についても、未納分はぜひ回収をしてください。</p>
角道会長	<p>他に何かありますか。</p>
丸尾委員	<p>資料4において、使用量が多い使用者については件数が少ないようですが、主には事業所ですか。</p>
川崎副課長	<p>件数としましては、約250件ほどあります。これは主に事業所で、市内には工業地帯や大きい病院もありますので、そのような事業所からの使用料収入が、多く占めているという状況ではあります。</p>
丸尾委員	<p>値上げをするとなった場合、平等に、例えば1割値上げをするなど基本的には同じように上がるということになるのでしょうか。多く使用する人が、より多く支払う、というものではないのでしょうか。</p>
川崎副課長	<p>これは、最終的に料金区分をどう上げていくかという話にも発展するのかなと思いますが、一部の世帯に負担を集中させることはできないので、例えば均等に近い程度で充てていくのかどうなのか、それについては現在検討しております。参考までに、上水道使用料については、同じ程度の割合で値上げをしたというふうに認識しております。</p>

丸尾委員	現状の下水道料金の体系はどのようになっていますか。
角道会長	従量制の部分についても、合わせて回答をお願いします。
近石副主任	基本料金と従量料金とがあります。使用量が10m ³ 未満の場合は基本料金のみで、それから11m ³ から20m ³ 、21m ³ から30m ³ 、31m ³ から50m ³ 、51m ³ から100m ³ 、101m ³ 以上で区分して単価を定めています。単価は、使用量が増えるにつれて、少しずつ上がる設定です。
角道会長	今後の料金改定の議論の結果にもよるのですが、従量制という料金体系自体は、引き継がれることになるのでしょうか。
近石副主任	どの区分についても一律に何%で値上げをした方が、どこかの区分に負担が集中しないのではないかと考えております。
川崎副課長	ご参考までに、第1回審議会の資料でお渡しした下水道事業の概要の25ページに、丸亀市の使用料体系がございまして、その一般汚水のところに区分ごとの使用料単価が掲載されております。
角道会長	先ほど小幡委員さんが使用量ベースのお話をされていましたが、従量制だと影響を受けることになりますね。
天野委員	たくさん使う方が下水道使用料もたくさん支払っていることは、公平ではあると思います。使用量によって、必然的に変わってきますね。
角道会長	例えば、スーパーマーケットで大量に購入すると安くなりますが、それとは逆になっていますね。節水をしていただきたいという強い思いが、この料金体系が入っているように思います。 資料3において、経費回収率については90%を一つの基準に見ておられますが、その基準に何か根拠はありますか。
川崎副課長	特に基準はありません。
角道会長	類似団体132自治体のうち、経費回収率が100%以上が50自治体、90%未満が30自治体であり、残り自治体は90%から100%ということであると思います。今後施設の更新や、建設工事などで巨額な支出があると、経費回収率が落ち込んでいくおそれがあるという見方もありますか。
川崎副課長	はい。
角道会長	他に何かありますか。
横田委員	資料2において、令和2年から令和13年までのシミュレーションが掲載されていますが、今回値上げをするとしたら、いつ頃からになりますか。また5年後の見直しについては、令和何年になるのでしょうか。単純に令和8年にまた見直しをしようと思っただけでよいのでしょうか。具体的に教えていただきたいです。
川崎副課長	今回の本審議会の立ち上げに当たりまして、内部で行った政策的な会議で提案させていただいた内容を目標としてご説明いたします。本審議会で料金改定との答申をいただいた場合は、来年3月の議会で下水道条例の改正を提案させていただきます。議会において承認がいただけたら、次に料金徴収を水道企業団に委託しております都合上、そちらにシステム改修を依頼します。作業に概ね半年程度かかる見込みであります。合わせて、市民の皆様へ広報などでの周知が必要であります。先進地での例によりますと約3ヶ月は周知期間をとっているという状況であります。それを加味し、予定ではあるのですが、使用料値上げの施行日としましては、来年7月1日に改正した条例を施行しまして、実際に徴収する料金が変わるのは2ヶ月に1回の検針ということもあり、来年9月の検針分からの変更、というスケジュールで事務局としては考えております。
角道会長	パブリックコメントは、実施しないのですか。

川崎副課長	市の例規では、使用料に関してはパブリックコメントはしなくて良いという規定がありますので、今回は予定しておりません。
高橋委員	他県において、水道橋が破裂し多くの世帯でしばらく断水したという事故がありました。修繕などを先送りしていたのでしょうか。丸亀市の下水道については、資金不足により、耐震強化などで先送りしてる事業はありますか。優先順位はどのように決めて行うのでしょうか。
川崎副課長	浄化センターにつきましては現在改修をしております。下水管につきましては、令和2年度にストックマネジメント計画を策定しました。市内の海沿いのエリアで、カメラ調査を実施して下水管の劣化度を判定し、優先順位をつけた上で、今年度から計画に基づいて、順次改修をしています。特に下水管の場合は目視できないので、突然に道路陥没などになると大変ですので、そのような管の破裂などが起こらないように、計画を立てて順次改修してまいります。
高橋委員	仮に資金が潤沢にあるならば、一斉に工事をするようなお考えはありますか。
川崎副課長	資金調達については、市単独だけでは難しいので、国庫補助金などをいただきながら事業をしている部分もあります。また、現在下水道課には職員が14名おりますが、土木技術的な職員が非常に少ない状況ですので、資金があっても職員が不足している部分もあります。今在籍している職員でやれる範囲のことを考えながら、順次実施している状況です。
角道会長	先ほど高橋委員さんのご指摘に関連して、あらためて資料1-2を見ますと、建設費については、大半が国からの補助と企業債であり、この両方無くしてはなかなか建設ができないところではありますが、金額が大変大きいので雪だるま式に増えていくようでは困りますので、後年度に負担が残り過ぎないようにするべきであると思います。
丸尾委員	企業債の利息は、何%程度ですか。政府資金からの借入れですか。民間金融機関の借入れはありますか。
川崎副課長	企業債は、耐用年数に合わせて借入れをしています。借入先は、地方公共団体金融機構や、一部民間金融機関がありまして、30年償還で金利が概ね0.5%であります。
丸尾委員	昔に借りたもので金利が高いものがあるのではないかと思います。借り換えはできないのですか。
川崎副課長	現在返済しているもので概ね30年前のもので、金利が3%から4%であったと思います。おそらく借り換えはできないと思います。
天野委員	下水道料金の直近の値上げは、いつでしたか。
川崎副課長	平成19年です。
角道会長	上水道料金の値上げは、いつでしたか。
川崎副課長	平成27年です。
角道会長	資料1-1、1-2の職員給与費ですが、下水課職員の方々は、雨水関係にも携わっているので、給与の全額が汚水処理だけというわけではないと思います。職員給与費には、汚水処理に関するもののみが含まれているのですか。
近石副主任	資料1-1、1-2の職員給与費については、在籍する職員の給与費の全額が含まれています。雨水に関する処理費については一般会計で負担すべきものとなり、資料1-1営業収益(2)他会計負担金として掲載しています。また、営業外収益(2)他会計負担金につきましては、雨水処理以外で一般会計が負担すべきものになっていますので、これらを合わせたものが一般会計からの基準内繰入金であります。

角道会長	経常経費で明確に区別しているということですね。
近石副主任	そうです。
井上委員	現在自宅では浄化槽を使用しています。今のところは下水道が延伸してくる予定はありませんが、今後どのようにしておけば良いか悩んでいます。
角道会長	<p>本審議会は下水道使用料に関する議論が主ではあるのですが、ただ丸亀市には合併浄化槽を使用されている個々の家庭もありますので、そちらとの負担感が極端に違わないようにしていかなければなりません。</p> <p>他にご質問はありませんか。無いようですので、これまでの事務局からの説明、委員の皆様方からのご質問やご意見、下水道事業の現状ということをお聞きすると、今後下水道事業の安定化を図るには、ある程度の料金改定はやむを得ないと思われれます。どの程度の改定が適正なのかは今後の議論になりますが、まずは料金改定がやむを得ないかどうかということについては、いかがでしょうか。料金改定はやむを得ないなということで、先に議論を進めてもよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし。
角道会長	料金改定についてご異議が無いようですので、具体的な議論に進みたいと思います。事務局より、改定率等について何かご提案がありましたら、お願いします。
向井課長	事務局といたしましては、10%程度の値上げを改定率の案として提案したいところでございますので、また次回の会議でご審議いただきたいと思っております。なお、次回の資料を事前に作成させていただくのですが、今回は資料2において、値上げなしから15%値上げという段階で作成しましたが、事務局では10%程度の値上げを想定していますので、どの程度の幅で資料を作成させていただいたれば良いかをこの場で決めていただければ、それに基づいて資料を作成させていただきます。よろしければ、上げ幅の案をご審議、ご協議いただければと思います。
角道会長	論点を整理する意味で、なぜ10%程度というご提案なのかという理由を説明していただきたいと思っております。またご質問は、10%程度にも幅があるということで、どの程度の幅で資料を作成すればよいかという意味で良いですか。
向井課長	10%で提案する理由なのですが、まずは資料2をご覧ください。令和4年度から経費回収率が100%を超え、またそれを維持できる最低の値上げ幅が10%であります。7%値上げですと令和10年度から100%を切るような状況になっておりますから、この表中で提示しているところで経費回収率が100%が保てる一番少ない値上げ率として、10%を提案させていただきます。また、基準外繰入金については、15%値上げをするとゼロにはなるのですが、下水道事業としましても、今後は何らかの努力をして、基準外繰入金を少しでも減らしていこうという考えでおりますので、あえて10%を選ばせていただきました。また、先ほどの質問なのですが、仮に10%とした場合、これを中心に据えた上で、5%から1%刻みで資料を作成するか、もしくはもう少し間引いた間隔でも大丈夫であるのか、ご検討いただきたいと思います。
角道会長	資料2によると、おそらく7%値上げでも、数年間は経費回収率が100%を超え、令和12年には100%を切りますが、限りなく100%に近いということも言えるのかなと思います。このことについては、必要な事業を各年度でどのように割り振るか、変わるのではないのでしょうか。経営計画で10ヵ年の計画を予定はしているものの、それを年次にどう割り振るかということまでは踏み込んで盛り込まれていませんので、そこには自由裁量があり、事業量の年度ごとの振り分け方の如何によっては、7%値上げで令和12年に99.6%になってますが、これが100%を超える可能性もあるのではないかと思います。値上げ幅の妥当な率であるかどうかを考える上で、あんまり10%ありきで進めるのではなく、7%や10%を交互に残しておくのが、順当なのではないかと思います。
天野委員	一番高くて10%だと思います。5年ごとの見直しなのだとしたら、7%、5%でもいいのではないかと思います。

角道会長 天野委員	5年先を見越すのなら、ということですか。 はい。
角道会長	5年先を見越して経費回収率に注目した場合、5%でも7%でも十分候補になるのではないかとご提案でしたが、他方で一般会計からの基準外繰入金については、下水道サービスを受けておられない市民の方々からも税金という形で補填をいただいていることでもありますので、そこは解決、解消に向けてしっかりと取り組んだほうがいいだろうということからしますと、この基準外繰入金も気にしなければならない要素ではあります。現状では、基準外繰入金が1億6,000万円ですが、値上げを10%にしますと約3分の1に減りますが、7%値上げであるとこれが半分までは減りませんので、そのことについては、考え方がいろいろあるかと思いますが、いかがでしょうか。先ほどの事務局からのご質問ではありますが、10%程度の振れ幅をどの程度にして資料のご提案を事務局にさせていただくかということについて、いかがでしょうか。
丸尾委員	最大は、10%でよいのではないですか。
川崎副課長	最大を10%で作成します。提示をし過ぎても資料が増えすぎますので、下限は何%にいたしましょうか。
角道会長	公共料金を値上げする際に、何点何%の値上げというのは、あまりないようにも思いますが。
近石副主任	最終的には、従量ごとの単価を積み上げるようになるので、端数は生じてしまいます。
角道会長	わかりました。最終的には、従量制の単価までを吟味して、それが妥当な値上げ率に還元されているかは、本審議会において議論するのですか。
近石副主任	改定率に応じた料金表を提示するようには、考えております。
角道会長	今後も、何段階かの議論が必要であるということですね。
近石副主任	資料については、10%から1%ずつ刻んで作成し、下限は3%でもよろしいでしょうか。各パーセンテージに応じた料金表は提示いたします。
天野委員	下水道を利用していない方のし尿処理に対しても一般会計から補填されていると思うのですが、いかがですか。
向井課長	例えば、浄化槽の汚泥や、汲み取り便槽から回収したものは、中讃広域行政事務組合という市町で運営している一部事務組合が管理する施設において処理をしています。その施設が運営していく資金は、各市町からの負担金という形で、施設を利用する方からいただくこととなっています。
天野委員	下水道を利用してる方も、し尿処理をお願いしている方も、一般会計から一部を負担しているということは公平であるとは思っています。
川崎副課長	今回の論点にあります国が定める基準に基づかないものである他会計補助金は、先ほど角道会長さんもおっしゃっていたように、税金の公平性から考えますと、下水道区域外でおられる方の負担分がこの他会計補助金の中に一部入ってきていますので、それは解消しなければいけないと考えます。いわば浄化槽区域の方も、この他会計補助金を負担しているという部分もあるかなと思いますので、そういう部分を少しでも軽減する観点からも、他会計補助金を軽減したいと考えております。
天野委員	浄化槽は、一般会計からの負担ですか、下水道事業からの負担ですか。
近石副主任	下水道事業からの負担金は、下水処理場の汚泥処理に要する費用の負担金であります。個人の方の浄化槽やくみ取り便槽は、業者に依頼し清掃したりしますので、維持管理に関しては、市の税金は使われていないです。
天野委員	し尿処理場への負担は、どのようにしているのですか。
向井課長	負担金という形で、一般会計より負担しています。

角道会長	<p>天野委員さんのご指摘については、各浄化槽のし尿処理も下水道の処理にも、結局は市の一般会計が何らかの形で注入されているので、下水道事業のみ単純に一般会計からの繰り入れをゼロにしないといけないというのは、双方の状況を見ていくと疑問が残ると言うことですね。そこには、何か歴史的な経緯があるようには思います。下水道整備区域について、人口増に照らし合わせて見た時に、やはり拡大をそれぞれ自治体の責任でしていかなければいけないということがまずあるのですが、ところが下水道の整備には時間も資金もかかるのですぐにはできず、サービス提供を受けられない地域も当然に出てくるので、従来型のくみ取り方式でのいでもらわないといけないのですが、個々で汲み取ってそれを処理をしてもらうのは大変困難なことです。公的な資金が積み込まれてきた、というような経緯があるのではないかと思います。ですから、一般会計の繰入金にある程度頼っている下水道事業とは、切り離して考えるの方が良いのではないのでしょうか。</p>
吉本部長	<p>天野委員さんが言われた件につきまして、下水道課でも公共下水を使用する一般家庭が負担する額と、合併浄化槽を使用する一般家庭が負担する額とを検証してみたのですが、やはり合併浄化槽で負担する額の方が若干高いということがデータとしては出ております。市の一般会計から多度津町にあるし尿処理センターへ負担をしていますが、そちらの施設は、合併浄化槽などでし尿処理をしていらっしゃる方だけではなく、農業集落排水も公共下水系の方の汚泥も処理しており、生し尿だけを処理する施設ではございませんので、切り離せない部分もございます。合併浄化槽の方が、個人負担は若干多いですので、それをご考慮いただいたらと思います。</p>
角道会長	<p>し尿処理に関しては組合方式で、それぞれ独立したお考えでなされてるということですが、下水処理に関してましては、やはり料金収入で独立採算というのが、原理原則でありますので、そこが大きいかと思います。最後に確認になりますが、値上げをするとしても10%が上限ではないかという議論が、もう一つは事務局からのご提案でしたが、3%から1%刻みで、ご提示いただいたら、よろしいのではないかということですね。3%の値上げ水準から段階的に数値をご提示いただくことでよろしいですか。</p>
事務局	<p>3%から1%刻みにすると資料が膨大になり見えにくくなるかもしれないので、5%から1%刻みにさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>了承</p>
丸尾委員	<p>実際に住民の方が支払いする支払額がどれくらいになるのかを、表でお示しいただければと思います。</p>
近石副主任	<p>使用量が0トンから100トンまでで1トンごとに、改定前と改定後で実際に支払う額がいくらになるのかを表示した表を、お示しする予定にしています。</p>
丸尾委員	<p>具体的な金額で、お願いします。</p>
近石副主任	<p>はい。</p>
角道会長	<p>5%から10%までを1%ずつの資料提供を、次回の審議会においてお願いをします。</p> <p>(2) その他</p>
事務局	<p>報酬支払についての説明</p> <p>【次回審議会の日程調整】</p>
角道会長	<p>事務局は、次回の審議会の日程調整をお願いします。また、次回の委員会の審議内容をご提示ください。</p>

川崎副課長	<p>次回の審議会の日程につきましては、12月21日火曜日の午後2時からでお願いいたします。場所は本日と同じ会場になろうかと思えます。次回の審議内容につきましては、事務局より改定率の5%から10%の資料を提案させていただくとともに、実際の改定率を何%に決定するのかという部分をご審議いただけたらと思えます。また、先ほどご説明させていただいたように、実際の改定の時期や、最終答申を審議会からいただくようになりますので答申案の骨子的なものの検討を、次回させていただけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、第4回の日程調整の資料につきましてもお渡ししておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>【閉会】</p>
角道会長	<p>本日の議題につきましてはすべて終了いたしました。最後に、都市整備部長様よりご挨拶をお願いします。</p>
吉本部長	<p>本日は長時間にわたり、活発な議論、貴重なご意見いただきありがとうございました。今回いただいたご意見を参考にしながら、市民生活に直結する部分でございますので、今後も委員の皆さんにしっかりと説明し、より一層理解を深めて参りたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。また最後になりましたがこれから寒くなりますので委員の皆様方はお体にお気を付けいただきまして、また次回もよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>